

「対EU輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年6月4日付け食安発第0603001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2148号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第175号水産庁長官通知。）の別紙「対EU輸出水産食品の取扱要領」一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>別紙 対EU輸出水産食品の取扱要領</p> <p>1. ～ 5. (略)</p> <p>6. 認定施設の認定に係る手続等</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 変更の申請</p> <p>ア 製造者は、(1)の申請事項について、<u>施設の構造設備の大幅な変更又はHACCPプランの変更を伴う変更を</u>しようとするときは、別紙様式6により予め都道府県知事等の承認を得るものとする。都道府県知事等は、変更内容が3.の要件を満たしていることを認めた場合、別紙様式7により申請者あて通知すること。</p> <p>イ <u>アの通知を行う場合</u>、都道府県知事等は、別紙様式8により予め地方厚生局長の了解を得た上で、承認すること。<u>また、承認後は速やかに</u>別紙様式9により地方厚生局に報告すること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>製造者は、アに掲げるもの以外の変更をしようとするときは、変更の内容を都道府県知事等に報告すること。都道府県知事等は、その内容を地方厚生局長に報告すること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 認定施設リストの変更に係る報告</p> <p>都道府県知事等は、認定施設の名称、所在地、<u>輸出品目又は認定施設の種類(加工施設又は保管施設の別)に関して、(5)アに基づく変更の承認又は同エに基づく変更の報告があった場合には、新旧対照表を添付し、地方厚生局長に報告すること。また、地方厚生局長は、当該報告を厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官に報告すること。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>6-2. 冷凍船の認定に係る手続等</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 変更の申請</p> <p>ア 食品事業者は、(1)の申請事項について変更しようとするときは、</p>	<p>別紙 対EU輸出水産食品の取扱要領</p> <p>1. ～ 5. (略)</p> <p>6. 認定施設の認定に係る手続等</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 変更の申請</p> <p>ア 製造者は、(1)の申請事項について変更しようとするときは、別紙様式6により予め都道府県知事等の承認を得るものとする。都道府県知事等は、変更内容が3.の要件を満たしていることを認めた場合、別紙様式7により申請者あて通知すること。</p> <p>イ <u>この場合、都道府県知事等は、HACCPプランの変更を伴う変更あつては、別紙様式8により予め地方厚生局長の了解を得た上で、承認すること。HACCPプランの変更を伴わない場合は、承認後速やかに</u>別紙様式9により地方厚生局長に報告すること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 認定施設リストの変更に係る報告</p> <p>都道府県知事等は、認定施設の名称、所在地<u>又は輸出品目の変更を承認した場合には、新旧対照表を添付し、地方厚生局長に報告すること。また、地方厚生局長は、当該報告を厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官に報告すること。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>6-2. 冷凍船の認定に係る手続等</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 変更の申請</p> <p>ア 食品事業者は、(1)の申請事項について変更しようとするときは、</p>

別紙6-2によりあらかじめ都道府県知事の承認を得るものとする。都道府県知事は、変更内容が3.の要件を満たしていることを認めた場合、別紙様式7-2により申請者あて通知すること。

(7)～(9) (略)

7. (略)

8. 登録施設等の登録に係る手続等

(1)から(3) (略)

(4) 登録変更の手続

ア 変更の申請

上記(2)に基づき登録された施設を管理する食品事業者が(2)イの申請事項について、施設の構造設備の大幅な変更又はHACCPプランの変更を伴う変更をしようとするとき、又は上記(3)に基づき登録された施設を管理する食品事業者が、(3)イの申請事項を変更しようとするときは、別紙様式18により都道府県知事等に変更登録を申請すること。都道府県知事等は、(2)及び(3)に準じて書類審査等を行い、別紙様式19により変更登録すること。

イ 変更の報告

上記(2)に基づき登録された施設を管理する食品事業者は、アに掲げるもの以外の変更の場合には、変更の内容を都道府県等知事に報告すること。都道府県知事等は、その内容を地方厚生局長に報告すること。

ウ 厚生労働省及び地方厚生局への報告

都道府県知事等は、アに基づき産地市場及び消費地市場の変更登録をした場合は、別紙様式20により、地方厚生局長に速やかに報告すること。地方厚生局長は、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官に報告すること。

エ 登録市場リストの変更に係る報告

都道府県知事等は、産地市場及び消費地市場の登録施設の名称又は所在地に関して、アに基づく変更登録又はイに基づく変更の報告があった場合には、新旧対照表を添付し、地方厚生局長に報告すること。また、地方厚生局長は、当該報告を厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官に報告すること。

オ 水産庁及び農林水産省への報告

都道府県知事は、アに基づき養殖場等及び生産漁船の変更登録をした場合は、別紙様式20により、水産庁長官及び農林水産省消費・安全局長に速やかに報告すること。

別紙6-2によりあらかじめ都道府県知事の承認を得るものとする。都道府県知事は、変更内容が3.の要件を満たしていることを認めた場合、別紙様式9-2により申請者あて通知すること。

(7)～(9) (略)

7. (略)

8. 登録施設等の登録に係る手続等

(1)から(3) (略)

(4) 登録変更の手続

ア 変更の申請

上記(2)及び(3)に基づき登録された施設を管理する食品事業者(以下「登録食品事業者」という。)は、申請事項を変更しようとするときは、別紙様式18により都道府県知事等に変更登録を申請すること。都道府県知事等は、(2)及び(3)に準じて書類審査等を行い、別紙様式19により変更登録すること。

(新設)

イ 厚生労働省及び地方厚生局への報告

都道府県知事等は、アに基づき産地市場及び消費地市場の変更登録をした場合は、別紙様式20により、地方厚生局長に速やかに報告すること。地方厚生局長は、当該変更登録が問題ないと認めた場合には、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官に報告すること。

(新設)

ウ 水産庁及び農林水産省への報告

都道府県知事は、アに基づき養殖場等及び生産漁船の変更登録をした場合は、別紙様式20により、水産庁長官及び農林水産省消費・安全局長に速やかに報告すること。

カ その他

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官、地方厚生局長、水産庁長官及び農林水産省消費・安全局長は、当該変更登録に問題があると判断した場合は、都道府県知事等に対し、その旨を文書により通知し、都道府県知事等はこれを踏まえ必要な措置をとること。

(5) (略)

9. ～ 11. (略)

エ その他

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官、地方厚生局長、水産庁長官及び農林水産省消費・安全局長は、当該変更登録に問題があると判断した場合は、都道府県知事等に対し、その旨を文書により通知し、都道府県知事等はこれを踏まえ必要な措置をとること。

(5) (略)

9. ～ 11. (略)